自治体病院の経営改善の支援と地域医療福祉の充実に関する意見書

自治体病院は、民間の医療機関では対応が困難なへき地医療や救急医療などに積極的に取り組み、地域住民の健康の維持・増進を図る地域医療の中核として重要な役割を担っている。

しかしながら、近年の人件費や物価の高騰により自治体病院の運営に要する費用が大きく膨らむ一方、現行の診療報酬はこうした実情に十分に対応できておらず、その大多数（９割近く）が赤字経営となっているのが現状であり、この問題を地方自治体が単独で改善することは極めて困難な状況にある。

このような中、自治体病院はそれぞれの地域の実情を踏まえた医療環境の整備や経営の健全化を図るため、懸命に努力しているところであるが、地域住民に良質な医療を効率的かつ継続的に提供するために、令和８年度診療報酬改定における入院基本料の大幅な引き上げと緊急的財政支援の実施に強く要望する。

記

１　地域医療の医療提供体制を将来にわたって維持・確保できる診療報酬の大幅な引き上げ、特に病院経営の収益の根幹となる入院基本料の確実な引き上げを実施すること。

２　当面の経営上の危機を回避するためにも、令和８年度の診療報酬改定を待つことなく、これらの費用増に対応できる実効性のある緊急的財政支援を強く実施すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和７年１２月１５日

砺波市議会議長　有若　　隆

衆　議　院　議　長　　額賀　福志郎　殿
参　議　院　議　長　　関口　昌一　　殿
内　閣　総　理　大　臣　　高市　早苗　　殿
総　　務　　大　　臣　　林　　芳正　　殿
財　　務　　大　　臣　　片山　さつき　殿
厚　生　労　働　大　臣　　上野　賢一郎　殿